

「東京における緊急輸送道路沿道建築物の
耐震化を推進する条例」について

都市整備局 市街地建築部 建築企画課

1 条例の目的

首都直下地震の切迫性

1994年～2003年に発生したマグニチュード5.0以上の震源分布図



今後、30年の間に発生する確率は70% (2007時点)
さらに、最新の被害想定では震度6強の地域が拡大

1 条例の目的

阪神・淡路大震災の教訓

建築物の倒壊による道路閉塞

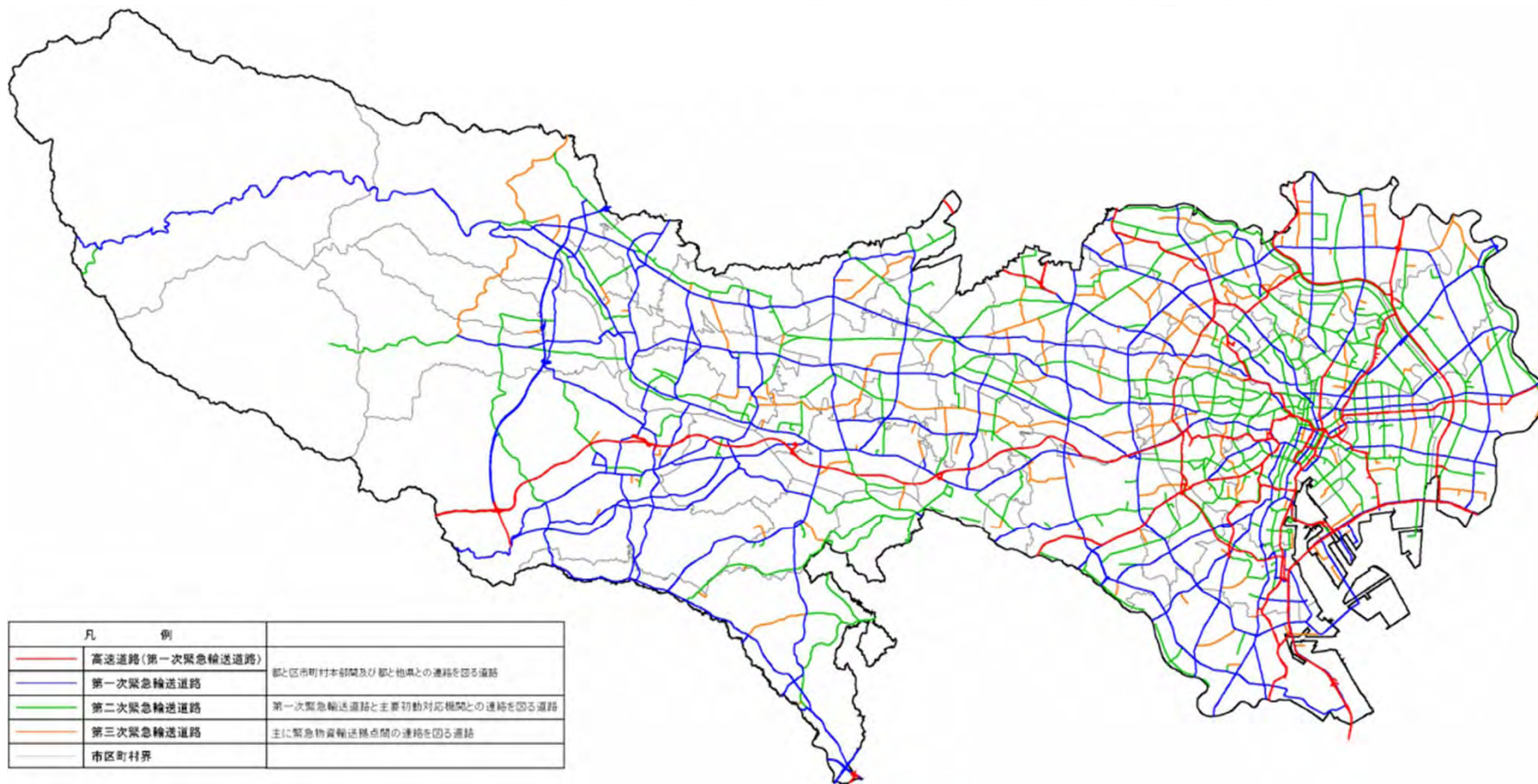




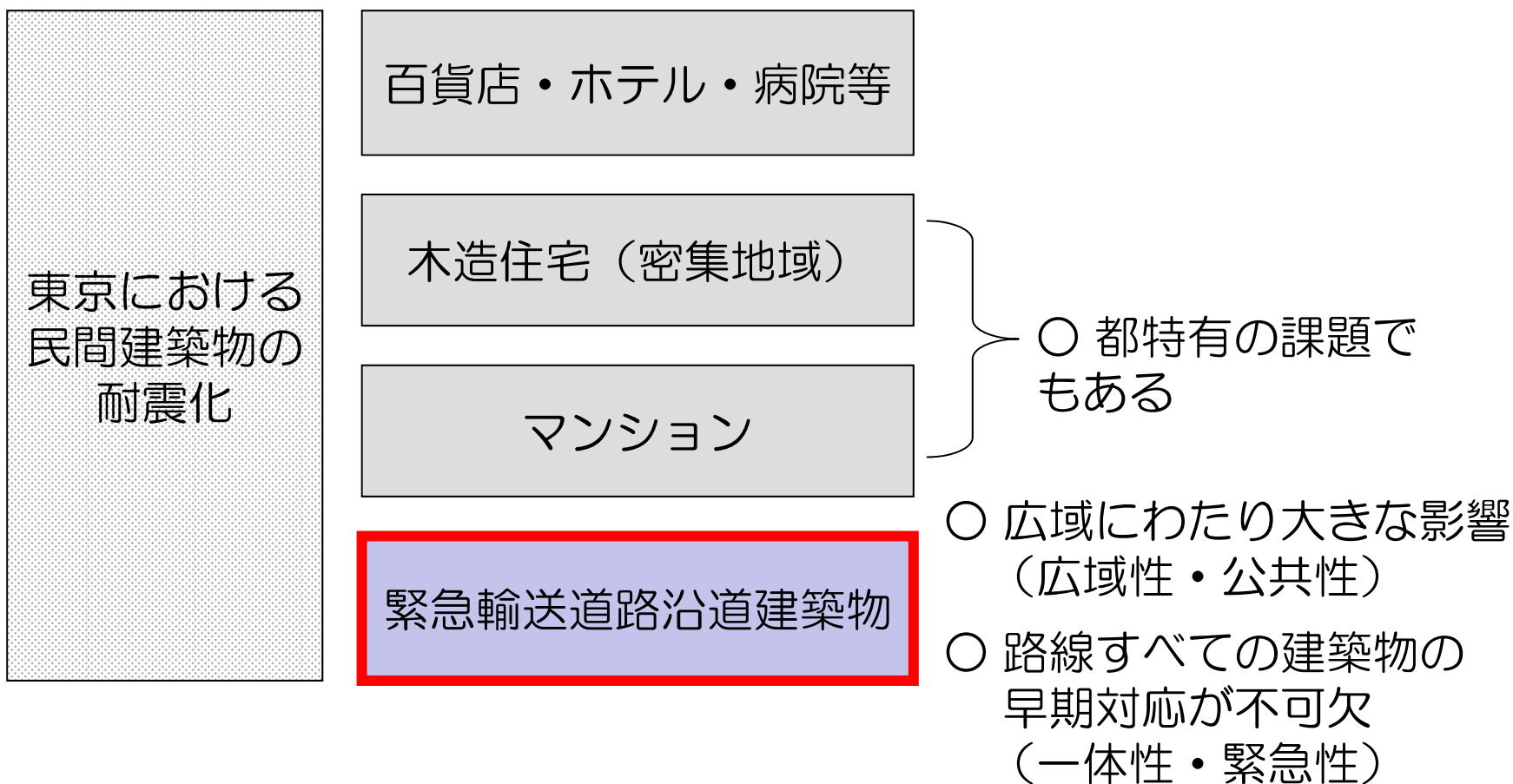


1 条例の目的

緊急輸送道路



1 条例の目的



2 耐震化推進条例

緊急輸送道路

日常は、主要な幹線道路として、多くのひと・車両が利用

震災時は、避難、救急救命・消火活動、物資の輸送、
復旧復興を支える生命線・大動脈



特定緊急輸送道路とは

特に沿道の建築物の耐震化を推進する必要がある道路

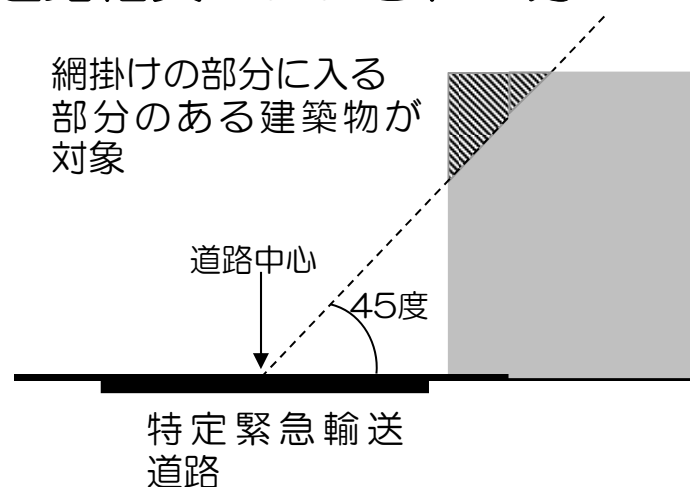
総延長：約1千km



東京都で制定した条例の概要

特定沿道建築物とは

- ① 敷地が特定緊急輸送道路に接する建築物
- ② 昭和56年5月以前に新築された建築物（旧耐震基準）
- ③ 道路幅員のおおむね2分の1以上の高さの建築物



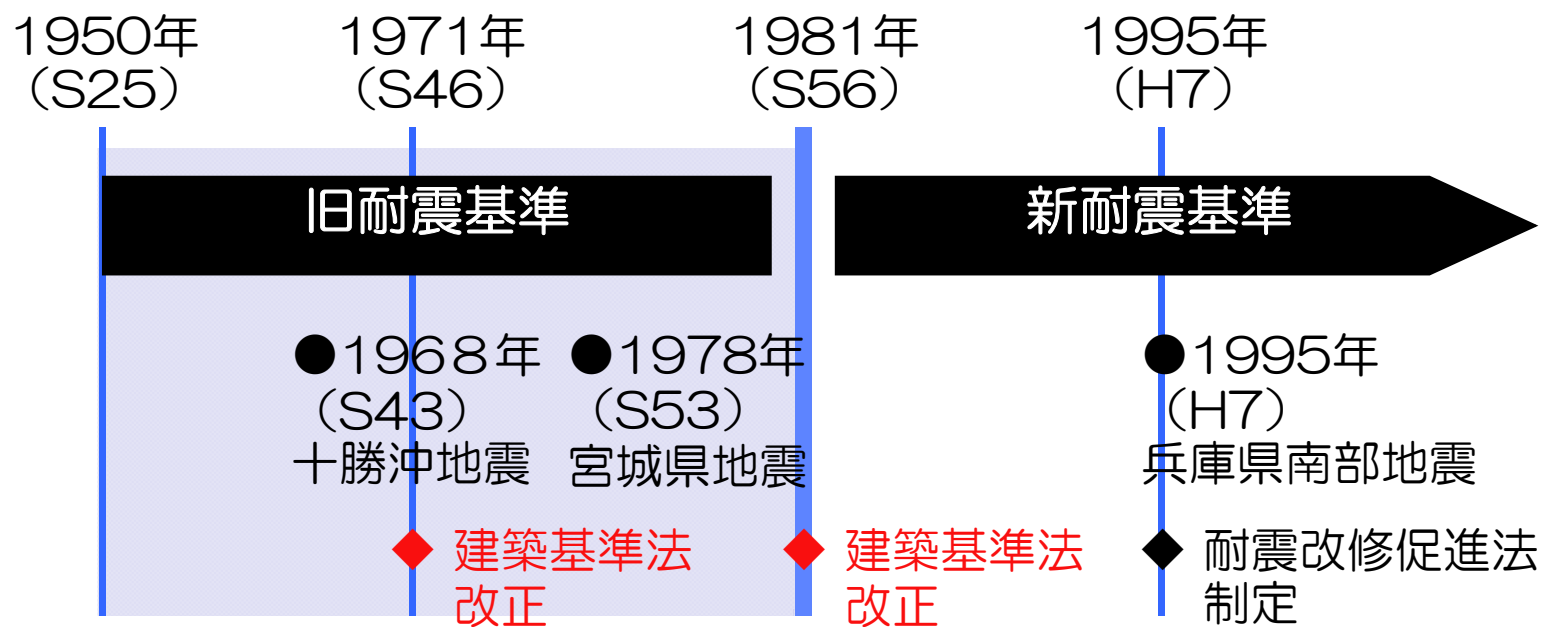
特定沿道建築物の所有者等の義務

- ① 耐震改修状況の報告（義務）
- ② 耐震診断の実施・報告（義務）
- ③ 耐震改修等の実施（努力義務）・報告（義務）

3 条例の概要

特定沿道建築物の定義

② 昭和56年5月以前に新築された建築物（旧耐震基準）

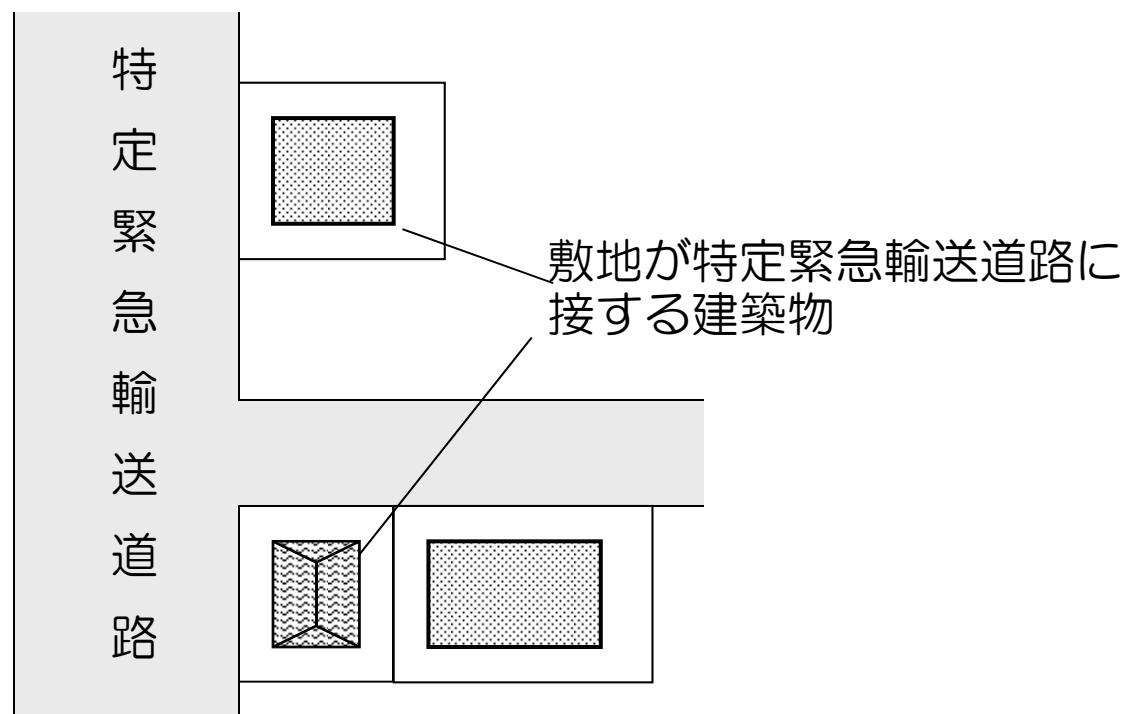


条文「昭和56年6月1日以後に新築の工事に着手したものを除く」

3 条例の概要

特定沿道建築物の定義

- ① 敷地が特定緊急輸送道路に接する建築物



スケジュール

平成23年
4月1日

《条例の施行》
6月28日
○ 特定緊急輸送道路の指定

平成23年
10月1日

● 「耐震化状況報告書」の提出 **義務**

耐震診断を
実施していない場合

平成24年
4月1日

◆ 耐震診断の実施 **義務**
● 「耐震診断結果報告書」の提出

耐震性能が
不十分な場合

◆ 耐震改修等の実施 **努力義務**
● 「耐震改修等結果報告書」の提出 **義務**

所有者等
の義務

Q 耐震診断は誰に実施してもらえばいいのですか。

A 建築士法に規定されている、対象建築物を設計することができる一級建築士、二級建築士又は木造建築士としています。

東京都は、次の3つの団体と協定を締結し、相互に協力・連携して耐震化に取り組んでいます。

- 一般社団法人東京都建築士事務所協会 (TAAF)
- 社団法人日本建築構造技術者協会 (JSCA)
- 特定非営利活動法人耐震総合安全機構 (JASO)

4 耐震診断助成

助成率

マンションと延べ面積が1万㎡以下の建築物

国 1/3	都 定額補助
----------	-----------

延べ面積が1万㎡を超える建築物

国 1/3	都 14/30	所有者 1/5
----------	------------	------------

助成基準
単 価

1,000㎡以下の部分 : 2,000円/㎡
1,000㎡を超え2,000㎡以下の部分 : 1,500円/㎡
2,000㎡を超える部分 : 1,000円/㎡

なお、延べ面積が3千㎡未満の場合は、1階当たり15万円を加算

実施期間

平成23年度から平成25年度までの間

助成制度は今年度から利用できます！

5 耐震設計助成

助成率

区市町村が助成制度を用意していない場合

国	都	所有者
1/6	1/6	2/3

区市町村が助成制度（助成率 1 / 6）を用意している場合

国	都	区市町村	都	所有者
1/3	1/6	1/6	1/6	1/6

助成基準
単 価

1,000㎡以下の部分 : 2,000円/㎡
1,000㎡を超え2,000㎡以下の部分 : 1,500円/㎡
2,000㎡を超える部分 : 1,000円/㎡

実施期間

平成23年度から平成26年度までの間

6 耐震改修助成

助成率

区市町村が助成制度を用意していない場合
5,000㎡以下の部分

国	都	所有者
1/6	1/6	2/3

5,000㎡を超える部分

国	都	所有者
1/12	1/12	5/6

1/12

助成基準
単 価

47,300円/㎡ *

(1棟当たりの助成対象事業費は4億7,300万円まで)

* 免震工法等の特殊な工法による場合は80,000円/㎡

除却・建替え工事も対象となります(耐震改修相当分を充当)

実施期間

平成23年度から平成27年度までの間

7 耐震改修助成

助成率

区市町村が助成制度（助成率 1 / 6）を用意している場合
5,000㎡以下の部分

国	都	区市町村	都	所有者
1/3	1/6	1/6	1/6	1/6

5,000㎡を超える部分

国	都	区市町村	都	所有者
3/12	1/12	1/12	1/12	1/2

助成基準
単 価

47,300円/㎡ *
 (1棟当たりの助成対象事業費は4億7,300万円まで)
 * 免震工法等の特殊な工法による場合は80,000円/㎡
 除却・建替え工事も対象となります（耐震改修相当分を充当）

実施期間

平成23年度から平成27年度までの間

8 その他の支援制度

耐震化総合相談窓口

(財) 東京都防災・建築まちづくりセンター

03-5778-2790

相談日

月曜日～金曜日、第1土曜日、第3日曜日

相談時間

午前9時～午後5時（水曜日は午後7時）

相談料

無料

是非ご利用ください！



8 その他の支援制度

■緊急輸送道路沿道耐震化相談窓口

●建築士団体の紹介

耐震診断の実施にあたっては、東京都と協定を締結した建築士団体を紹介します。
技術的な相談がある場合には、団体の建築士が対応します。

協定を締結した建築士団体

- 一般社団法人 東京都建築士事務所協会(TAAF) 0120-828-331
- 社団法人 日本建築構造技術者協会(JSCA) 03-5643-6181
- 特定非営利活動法人 耐震総合安全機構(JASO) 03-6912-0772

8 その他の支援制度

低利融資制度

① 融資条件

対象費用	耐震診断費用	耐震改修工事費用
対象建築物	特定緊急輸送道路沿道建築物	すべての緊急輸送道路沿道建築物 (延べ面積10,000以下に限る)
融資対象者	上記建築物の所有者	上記建築物の所有者(個人又は中小企業に限る)
融資限度額	1億円以内	
融資期間	10年以内	
融資利率	取扱金融機関の通常利率より低減した利率	

8 その他の支援制度

低利融資制度

② 取扱金融機関

金融機関名
株式会社みずほ銀行
株式会社筑波銀行
株式会社沖縄銀行
株式会社八千代銀行
東京東信用金庫

金融機関名
西京信用金庫
西武信用金庫
東京信用金庫
青梅信用金庫
共立信用組合

9 耐震マーク

- 1 対象建築物 特定緊急輸送道路に敷地が接する建築物
- 3 申 込 耐震基準の適合を確認できる書類を郵送
- 4 郵送先 〒119-0309 郵便事業株式会社
銀座支店留「東京都耐震マーク」事務局
- 2 費 用 無 料
- 5 問合せ **東京都耐震マーク事務局**
03-5466-2023

